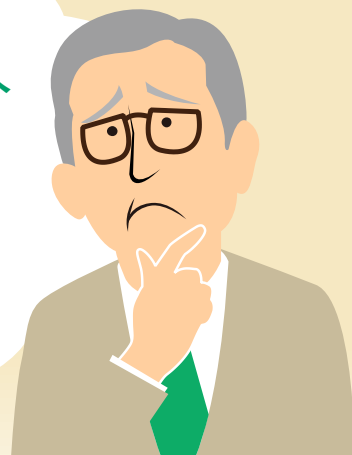


事業承継でこのようなお悩みはありませんか？

❓ 自分がいなくなった時に、会社を引き継ぐ●●へスムーズに自社株を引き継げるかな？

❓ 株価が低い今のうちに後継者へ自社株を承継しておきたいが、まだ当面は、自分が経営権を握っておきたいし…

❓ 既に自社株を贈与している●●には跡取り(子供)がない。仮に今、●●にもしものことがあったらどうしよう。



このお悩み、全て

「自社株承継信託」で解決できます！

「自社株承継信託」は、自社株の後継者への承継に、信託の機能を活用する商品です
(川崎信用金庫は、お客さまとりそな銀行の信託契約の締結の媒介を行います)

「自社株承継信託」の2つのタイプ

自社株を後継者へ承継したいが、今すぐ後継者に経営を任せることに不安のある方には

生前贈与タイプ (議決権留保型)

経営権(議決権指図権)を保有したまま、後継者へ財産権を贈与できます



- 1 信託契約期間中、オーナーが引き続き議決権行使を指図できます。
- 2 財産権(信託受益権)は後継者へ贈与します(対価を得て譲渡することもできます)。

企業オーナーに相続が発生した場合に、自社株の分散を防止したい方には

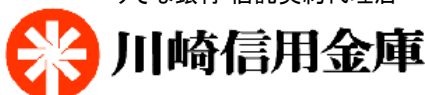
相続タイプ (遺言代用型)

相続時にあらかじめ定めた後継者へ、速やかに自社株を移転できます



- 1 ご相続が発生した際に、遺産分割協議を経ることなく速やかに後継者へ自社株を引き継ぐことができます。

りそな銀行 信託契約代理店

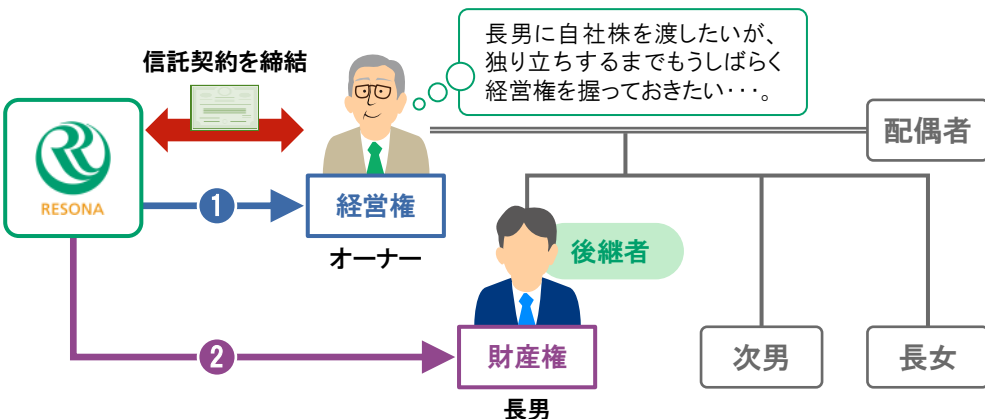


所属信託兼営金融機関: 株式会社りそな銀行
商号等: 川崎信用金庫
2018年11月1日現在

生前贈与タイプ（議決権留保型）の利用例

円滑な事業承継計画の遂行のために

現在の株主が経営権を保有したまま、後継者へ財産権を贈与できます。



株価対策後の出口戦略として

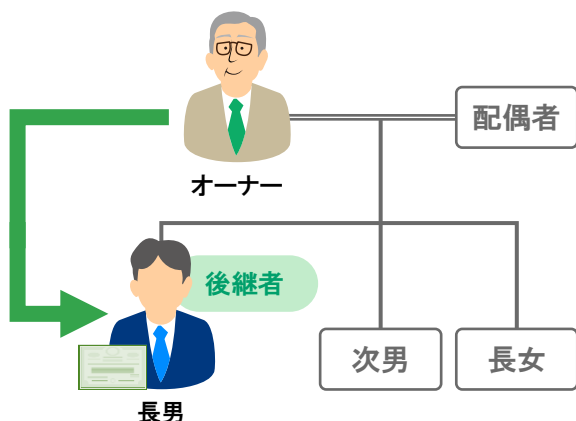
自社株の承継にかかる金銭的なコストを確定することができます。

- ① 信託期間中、オーナーは**自身で自社株を保有しているときと同様に、議決権行使を指図できます**（りそな銀行がオーナーの指図に基づき議決権を行使します）。
- ② 後継者が保有する財産権はオーナーからの**生前贈与扱いとなります**（配当を受領した場合は後継者に交付します）。

相続タイプ（遺言代用型）の利用例

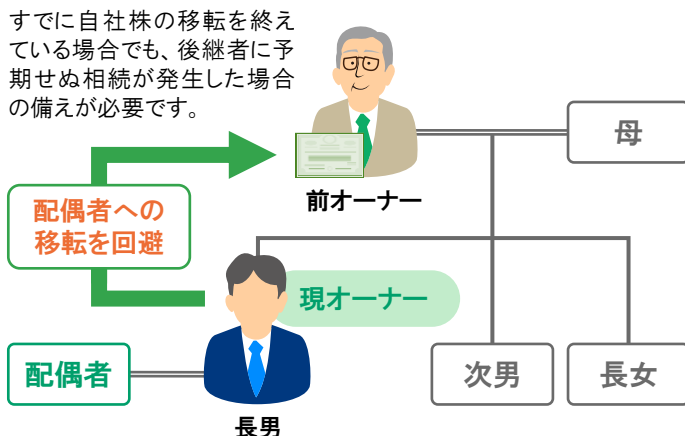
1. 家族内での自社株の分散防止のために

相続時に経営に関与しない方へ自社株が分散しないようにできます。



2. 後継者の予期せぬ相続に備える

会社経営に支障をきたさないように、経営に関与する方へ自社株を移転できます。



<ご参考> 自社株承継信託（遺言代用型）と遺言（公正証書遺言）の比較

	自社株承継信託（遺言代用型）	遺言（公正証書遺言）
成立要件	契約（本人とりそな銀行（受託者）の合意）	遺言（本人の意思表示）
対象財産	自社株	全財産（一部財産も可）
承継の円滑性	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業オーナーの相続発生時、遺産分割協議を経ず、信託契約に基づき速やかに後継者に自社株を交付するため、経営に空白期間を生じさせることなく事業を承継できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺言の執行（株主名簿の名義書換など）には、通常数か月の期間が必要であり、経営の空白期間が生じる恐れがあります。
複数契約の問題	<ul style="list-style-type: none"> ● 後継者（帰属権利者）の変更には、りそな銀行（受託者）の同意が必要であり、内容の異なる契約の存在による問題は生じません。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 後継者に自社株を相続する旨の遺言を作成していたとしても、内容の異なる遺言の存在により、相続トラブルが生じる可能性があります。



- ・川崎信用金庫はりそな銀行の信託契約代理店として、お客様とりそな銀行の信託契約の締結の媒介を行います。
- ・ご契約に際しましては、りそな銀行所定の審査があり、ご希望に添えない場合もあります。
- ・川崎信用金庫は、お客様から当該信託契約に係る財産の預託を受けることはありません。
- ・ご契約に際しましては手数料等が必要となります。
- ・原則、契約に定める事由以外の解約はできません。また、解約時に手数料が発生する場合があります。
- ・ご契約にあたっては事前に、弁護士・税理士・公認会計士など専門家にご相談下さい。
- ・信託の対象とする株式は、閉鎖会社（非公開会社）の株式に限定します。